

# 静岡県立大学附属図書館利用規程

平成19年4月1日 規程第93号

改正 平成27年4月1日

平成29年4月1日

令和3年3月5日

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学附属図書館規則第9条に基づき、静岡県立大学附属図書館と静岡県立大学短期大学部附属図書館において所蔵する図書及びその他の図書館資料（以下「図書」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 館長の許可を受けた者

(身分証明書等の携行)

第3条 図書館を利用するときは、次に掲げる証明書類を常に携行し、図書館職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

- (1) 本学の教職員、学生にあつては、利用者カード及び身分証明書又は学生証
- (2) 名誉教授にあつては、利用者カード
- (3) その他の者は、図書館利用証

(開館時間)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 草薙図書館の平日の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとし、小鹿図書館の平日の開館時間は、午前9時から午後8時45分までとする。（但し、授業のない日は午前9時から午後5時までとする。）
- (2) 土曜日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。（但し、授業のない週の土曜日は休館とする。）

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 開学記念日

(4) 年末・年始

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に変更することができる。

(時間外利用)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、館長は、別に定めるところにより開館時間外及び休館日に図書館を利用させることができる。

## 第2章 館内利用

(館内利用の場所)

第6条 図書は、閲覧室において、自由に閲覧することができる。

2 閲覧した図書は、所定の場所に返納しなければならない。

## 第3章 館外利用

(冊数及び期間)

第7条 館外貸出図書の冊数及び期間は、次の表のとおりとする。

区分	貸出冊数	貸出期間
学部生	15冊以内	2週間以内
大学院生	20冊以内	4週間以内
教職員	制限なし	4週間以内

2 館長が必要と認めたときは、前項の貸出冊数及び期間について変更することができる。

(貸出禁止図書)

第8条 次の各号に掲げる図書は、館外へ貸出すことができない。

- (1) 貴重書
- (2) 参考図書
- (3) 逐次刊行物
- (4) その他館長が特に指定したもの

(転貸の禁止)

第9条 館外貸出しを受けた者は、転貸してはならない。

## 第4章 研究用長期貸出(備付図書)

第10条 教育、研究又は校務のため各部局の教室、研究室等に常備する必要があると認める図書については、当該各室に備付け、利用することができる。

2 貸出期間は、1年とし、更新を妨げない。

3 館長が必要と認めた場合は、点検又は返却を求めることができる。

## 第5章 文献複写

第11条 教育、研究のため図書の複写又は撮影(以下「文献複写」という。)をしようとする場合は、館長の許可を受けなければならない。

2 文献複写について必要な事項は、別に定める。

## 第6章 参考調査

第12条 利用者は、教育、研究又は学習のため必要とする場合、参考となる学術情報の

提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

## 第7章 相互利用

第13条 本学の教職員及び学生は、他大学図書館等の利用について申し込みを依頼することができる。

ただし、利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

- 2 他大学図書館等からの利用の申し込みについては、学内に支障のない限り、これに応ずるものとする。
- 3 他大学図書館等との相互利用について、必要な事項は別に定める。

## 第8章 情報検索

第14条 教育、研究等のため必要があるときは、所定の手続きを経て図書館内の情報検索の端末機を使用することができる。

- 2 情報検索について必要な事項は、別に定める。

## 第9章 施設及び設備の利用

第15条 本学の教職員及び学生が、グループワークルーム、セミナールーム及びマイクロリーダー等の設備を利用しようとする場合は、所定の手続きを経なければならない。

## 第10章 利用の秩序

(弁償責任)

第16条 故意又は過失により、施設、設備を損傷したとき、又は図書を紛失若しくは破損したときは、ただちに、届け出て弁償しなければならない。

(利用停止)

第17条 図書館の利用に関する諸規定及び館長が指示する事項を守らない者に対し、館長は、一定の期間、図書館の利用を停止することがある。

## 第11章 その他

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。